

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年2月4日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500402号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500092号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成30年10月1日から令和4年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年10月から令和2年8月までの標準報酬月額については19万円から36万円、令和2年9月から令和4年3月までの標準報酬月額については19万円から41万円とする。

平成30年10月から令和4年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年10月から令和4年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月1日から令和4年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成30年10月1日から令和4年4月1日までの期間について、請求者及び税理士から提出された当該期間に係る給与所得に対する源泉徴収簿並びに金融機関から提出された普通預金元帳(以下「源泉徴収簿等」という。)により推認できる請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成30年10月1日から令和4年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、源泉徴収簿等により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成30年10月から令和2年8月までは36万円、令和2年9月から令和4年3月までは41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年10月から令和4年3月までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和6年5月15日（受付）に提出し、請求期間当時、いずれの届書も提出していなかったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年10月から令和4年3月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成26年7月1日から平成30年10月1日までの期間について、当該期間に係る源泉徴収簿等により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を下回っていることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。